

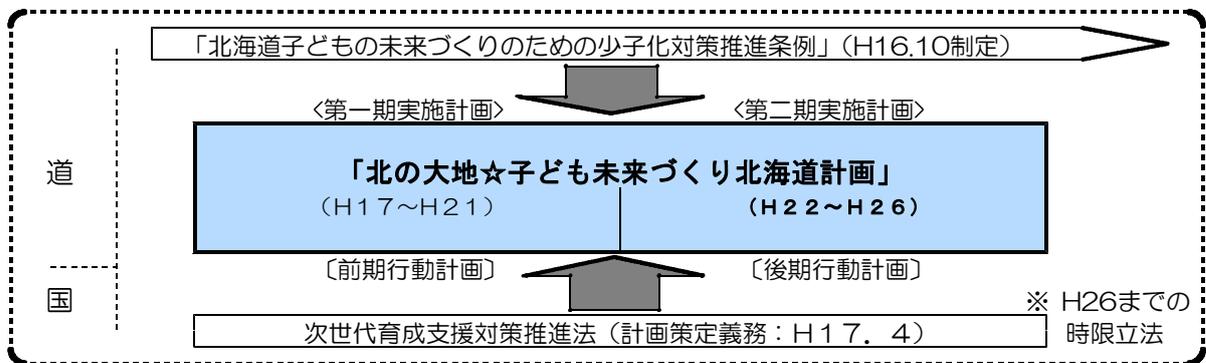
第二期「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」の概要

第1 計画の基本事項

(1) 計画策定の趣旨等

- 北海道では、平成16年に「北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例」を全国に先駆け制定し、平成17年からこれまで、「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画（第一期計画）」に基づき、少子化対策の推進に努めてきた。
- 「第一期計画」の計画期間は、平成17年度から21年度であることから、第一期計画における取組の評価・分析を行うとともに、社会経済情勢の変化等を勘案するなどして、第二期計画（計画期間：平成22年度から26年度）を策定するものである。
- この計画により、社会全体で安心して子どもを産み育てることができ、子どもが等しく健やかに成長できる環境、次代の親となる若年者が自立して定着することが可能となる環境を整備し、もって子どもの未来に夢や希望が持てる活力あふれる北海道の実現をめざすもの。

(2) 計画の位置づけ



第2 本道の少子化の現状

(1) 少子化の動向等

① 少子化の動向

■ 合計特殊出生率の推移

| | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 |
|-----|------|------|------|------|------|------|
| 北海道 | 1.20 | 1.19 | 1.15 | 1.18 | 1.19 | 1.20 |
| 全国 | 1.29 | 1.29 | 1.26 | 1.32 | 1.34 | 1.37 |

◇ 現在の傾向のまま推移した場合、平成47年には、本道の総人口は平成17年の80%弱の441万3千人まで減少するとともに、生産年齢層（15歳以上65歳未満）の割合も10%以上低くなると予測。

② 少子化の要因

| | | | |
|-----------|-----------------|-----------|------------|
| ■ 未婚化 | ～ 女性の生涯未婚率 | 北海道：9.26% | (全国：7.25%) |
| ■ 核家族化の進行 | ～ 三世同居世帯割合 | 北海道：4.9% | (全国：8.6%) |
| ■ 雇用環境 | ～ 育児休業制度の普及割合 | 北海道：53.4% | (全国：66.4%) |
| ■ 若年者の状況 | ～ 完全失業率(15～24歳) | 北海道：12.5% | (全国：9.2%) |

③ 少子化の影響

| | |
|-----------|-----------------------------|
| ■ 子どもへの影響 | ～ 子どもの自主性や社会性が育ちにくくなるなど |
| ■ 社会面での影響 | ～ 家族の形態の変容、高齢化等による地域活力の低下など |
| ■ 経済面での影響 | ～ 労働力人口の減少などによる経済成長への悪影響など |

(2) 「第一期計画」の取組と評価

- 117本の「主な取組」を中心として、毎年度、推進状況等を把握しながら、少子化、子育て対策等に総合的に努めてきており、取組の多くは概ね計画どおりに推進してきている。
- しかしながら、保育所の待機児童が発生していることや、休日保育などの一部の事業では平成20年度末における事業の進捗率が低い状況にある。
- また、仕事と家庭の両立のための雇用環境がまだまだ十分でなく、さらに、若年者の完全失業率や非正規労働者の割合が高く、経済的不安定さが増すといった社会経済情勢の変化などもあり、本道の少子化の傾向に大きな改善は見受けられない。
- 今後もそれぞれの取組の充実強化や実施方法の改善等が必要であり、様々な要因や新たな観点等も踏まえた総合的な対策と、関係機関等との連携強化など社会全体での取組をより一層推進することが重要である。

■事業指標の進捗状況

| 進 捗 率 | ～ 39% | 40～ 59% | 60～ 79% | 80%～ | 計 |
|-------|-------|---------|---------|------|------|
| 20年度末 | 3項目 | 3項目 | 9項目 | 20項目 | 35項目 |

第3 計画策定の考え方

(1) 施策の検討

条例に基づく「11の基本的施策」に関する課題や方向性を踏まえ、第一期計画に引き続き、施策の目標と今後5年間の少子化対策の具体的な取組内容を定める。

本道の少子化の現状や要因、道民の意識やニーズ等を十分踏まえるとともに、第一期計画の評価結果を反映させる

(2) 目標（事業指標）の設定

| | 国の特定12事業 | 道の独自設定事業 |
|--------|---|--|
| 設定の考え方 | ○ 指定都市及び中核市を含めたすべての市町村を包含し、市町村行動計画との整合性を図る観点から、国が特定する12の事業について、市町村目標量の積上げを基礎として定める。 | ○ 第一期計画策定時の考え方を基本的に踏襲し、目標水準に達していない項目や目標に達しているもののニーズの変化等を踏まえ、水準を変更しなければならない項目について新たな目標水準を設定するとともに、他の計画において指標として設定している項目、その他計画期間中に最低限達成すべき目標を設定する必要がある項目について定める。 |
| 設定項目例 | ☆「通常保育」等保育関係サービス及び地域子育て支援拠点事業 | ☆ 「待機児童の解消」等、保育関係サービスの充実や育児休業制度取得率の向上など、23項目 |

(3) 重点的な取組

- 第一期計画では、条例の目的及び計画のめざす姿である「子育て」と「子育て」の環境づくりと、それを支える「地域の基盤づくり」の3つのステージ毎に、本道の特徴的な課題等に対して「子ども未来づくりパワーアッププロジェクト」として取り組んできた。
- 第二期計画では、これまでにおける3つのステージの取組を踏まえるとともに、新たに「若年者の自立」を加え、子どもたちが生まれ、育ち、そして自立して親となり次の世代に引き継ぐまでの流れを社会全体でつくることを念頭におき、「プロジェクトⅡ」として、さらに少子化対策等に対し、重点的に取り組む。

第4 計画の内容

(1) 基本的施策の主な取組

(本文、P54～55参照)

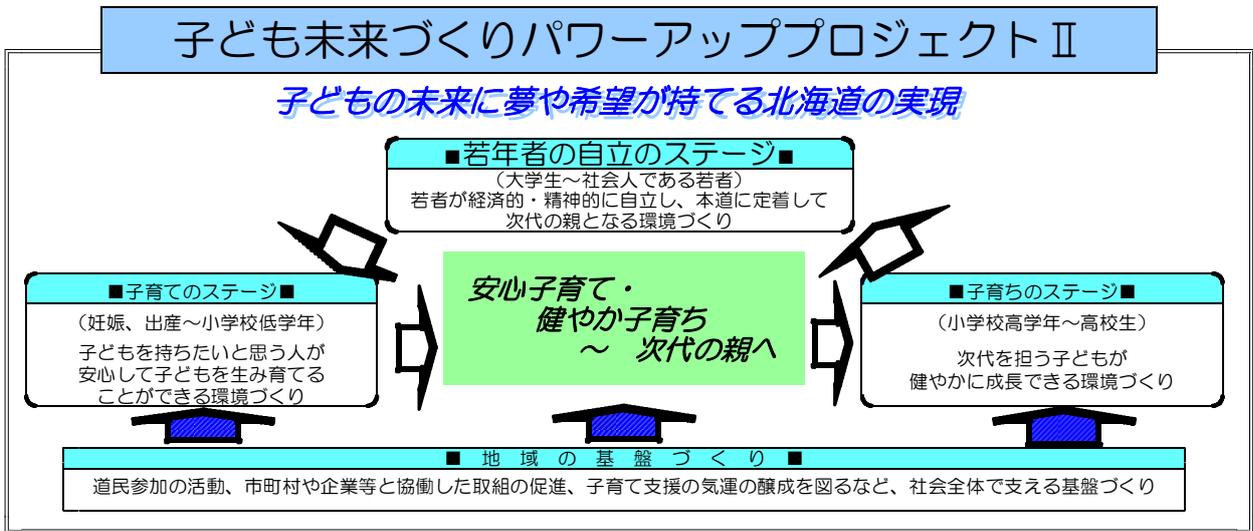
| 基本的施策 | 「主な取組」の内容(抜粋) | 基本的施策 | 「主な取組」の内容(抜粋) |
|-------------------------------|---|--------------------------|---|
| (1) 社会全体による取組の促進 〈9〉 | <ul style="list-style-type: none"> ☆少子化対策の取組に関する気運の醸成促進 ★将来の親となる若年者に対する子育て等の理解促進 ☆少子化に関する推進体制の整備 ☆地域住民等による地域ぐるみの取組の促進 ★若年者の本道への定着のための取組の促進 | (6) 母子保健医療体制等の充実 〈11〉 | <ul style="list-style-type: none"> ☆妊産婦健康診査や乳幼児健康診査の充実、促進 ☆産婦人科医師の確保等 ☆小児救急医療等提供体制の充実 ☆「女性の健康サポートセンター」における相談体制の充実 |
| (2) 子どもの権利及び利益の尊重 〈4〉 | <ul style="list-style-type: none"> ☆児童の権利に関する条約の普及や児童虐待などの権利侵害行為から児童を護るための普及啓発 ☆「北海道子どもの未来づくり審議会」等への子どもの意見反映 | (7) 児童健全育成等の促進 〈15〉 | <ul style="list-style-type: none"> ☆児童館、児童センターの活動への支援 ☆公園等の整備、利用促進 ☆子どもの読書に関する活動、環境整備等の促進 ☆思春期における健康相談活動の推進 |
| (3) 地域における子育て支援体制等の充実 〈24〉 | <ul style="list-style-type: none"> ☆地域子育て支援拠点の設置促進 ☆子育てサークル等の地域活動の促進 ☆子育てボランティアの養成、組織化 ★ひとり親家庭への就業支援の充実 ★社会的養護体制の整備 ★児童養護施設等退所者等に対する相談支援などによる自立の促進 ☆身近な地域での発達支援体制の整備 ☆特別支援教育の推進 | (8) 児童虐待防止対策の充実 〈11〉 | <ul style="list-style-type: none"> ☆児童相談所の機能充実及び市町村への支援の充実 ☆虐待予防ケアマネジメントシステムの構築 ☆里親による養護援助体制の充実 ★児童虐待に対応する人材の育成 ☆要保護児童対策地域協議会の設置促進 |
| (4) 保育サービス等の充実 〈15〉 | <ul style="list-style-type: none"> ☆多様なニーズに応じた保育サービスの提供促進 ☆放課後児童対策の推進 ☆保育所受入れ児童数の計画的拡充 ★認定こども園の設置促進 ☆保育士等への研修の充実 ★保育所運営体制の整備とサービス評価の促進 | (9) 教育環境の整備 〈13〉 | <ul style="list-style-type: none"> ☆家庭を築く意識等の教育及び子育てのすばらしさ等の意識啓発 ★地域で学校を支える体制づくりの推進 ☆家庭教育・地域教育力の向上に向けた支援の促進 ☆スクールカウンセラー等の配置などによる相談体制の充実 |
| (5) 雇用環境等の整備 〈17〉 | <ul style="list-style-type: none"> ★企業等における取組の促進 ★両立のための環境整備 ☆育児休業制度など子育て支援制度の普及啓発 ☆総合的な就職支援の実施 ★新規学卒者の就職促進 ★若年無業者の社会的自立に向けた支援 ★若年者の職場定着の促進 | (10) 生活環境の整備 〈8〉 | <ul style="list-style-type: none"> ☆あんしん歩行エリア対策等の推進 ☆「北海道福祉のまちづくり条例」等によるバリアフリー化の促進 ☆犯罪のない安全で安心な地域づくりに向けた推進体制の整備及び活動支援 |
| | | (11) 経済的負担の軽減 〈3〉 | <ul style="list-style-type: none"> ☆乳幼児等医療給付事業及びひとり親家庭等医療給付事業による助成 ☆特定不妊治療に要する医療費の負担軽減 |
| | | (12) 国への提案等 〈用語の解説〉 | <ul style="list-style-type: none"> ○子育て支援等に係る施策の充実・推進等 ○地域における次世代育成支援対策の推進に必要な財政的支援等 |

★：第二期計画において新たに「主な取組」として項目を設けたもの。

| | | | | |
|--------------|------|-----------|------------------|--------------|
| 第一期計画の「主な取組」 | 117本 | 100本(統合等) | + 30本(新規) = 130本 | 第二期計画の「主な取組」 |
|--------------|------|-----------|------------------|--------------|

(2) 「子ども未来づくりパワーアッププロジェクトⅡ」の推進<重点的な取組>

プロジェクトⅡにおいては、これまでの「子育て」「子育て」の環境づくりとそれを支える「地域の基盤づくり」に、「若年者の自立」を加えた4つのステージとし、それぞれのステージが有機的な関係性の中で効果的に取り組みが行えるよう推進する。



第5 計画の推進

(1) 計画の推進体制

① 道の推進体制

庁内に、知事を本部長に、関係部長を本部員とする「北海道少子化対策推進本部」、さらに、各地域ごとに、保健、医療、福祉、労働、教育その他幅広い分野の関係機関による「少子化対策圏域協議会」を継続設置し、少子化対策を推進。

② 「北海道子どもの未来づくり審議会」

条例第22条に基づく知事の諮問機関である、「北海道子どもの未来づくり審議会」、また、「審議会」内に、子どもが自らの意志を表明できる権利を行使できるよう中学生・高校生を委員とする「子ども部会」を継続設置し、少子化対策を推進。

③ 国及び市町村との役割分担

道行動計画を策定するとともに、市町村に対し行動計画の策定やその施策の推進等について必要な支援をするほか、国、市町村等と緊密な連携を図りながら計画を推進。

(2) 計画の点検評価

毎年、少子化対策の推進状況を公表。

(3) 計画の着実な推進の向けて

条例や計画のめざす姿の実現に向け、道が主体となり、先導的な役割を担い、国や市町村、関係する団体や様々な機関などとの連携強化を図り、取組を進める。